

新日本スポーツ連盟千葉県ウォーキング協議会規約

第1章 名称と所在地

第1条 本協議会は「新日本スポーツ連盟千葉ウォーキング協議会」と称し、事務局を新日本スポーツ連盟千葉県連盟に置く。

第2章 目的と活動

第2条 本協議会の目的は次のとおりである。

- 1 本協議会は新日本スポーツ連盟の活動に賛同し、健康でより豊かな社会生活の実現に貢献する。
- 2 ウォーキング活動を通して、会員相互の理解と交流をはかり、ウォーキングすることの楽しさを、多くの人に広める。

第3条 本協議会は上記目的を達成するために、新日本スポーツ連盟及び新日本スポーツ連盟全国ウォーキング協議会に加盟する。

- 1 ニュース等を発行し、会員相互の交流を深めるため例会を行う。
- 2 スポーツや健康についての学習活動を通じてリーダー養成を行う。
- 3 親睦を深める諸活動を行う
- 4 スポーツ連盟の諸活動に参加し、仲間と連携し協力を計る。

第3章 組織及び機関

第4条 入会・退会

- 1 規約を認めれば、どのクラブでも入会できる
- 2 退会は自由であるが、本協議会に申し出ること

第5条 本協議会の最高決議機関は総会である

第6条 総会は原則として年に1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は、会員の3分に1以上をもって成立し、総会決議は参加者の過半数で成立する。総会では、次のことを決める。

- ①年間の活動報告と方針
- ②予算及び決算
- ③規約の改廃
- ④役員を選出

第7条 役員構成

- 1 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計監査1名
- 2 運営委員会（会計監査を除く会長、副会長・事務局で構成する）は総会に次ぐ決議機関とし協議会運営にあたる。
- 3 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

第4章 財政

第8条 本協議会の財政は次の収入をもって充当する。

- 1 分担金、行事収入、寄付金、その他とする。
- 2 県連盟費及び全国ウォーキング協議会分担金は、それぞれの規約に準ずる。
- 3 会計年度は4月から5月までの1年間とする。

付 記

- 1、本規約に定められていない事項に関しては、規約の精神に基づいて、運営委員会が決定することができる。
- 2、本規約は総会の3分の2以上の賛成で改正することができる。
- 3、この規約は、2018年 3月 16日より発効する。